

平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

*** 健全化判断比率等について ***

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、市町村長等は、毎年度、「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ住民のみなさんに公表することが義務付けられました。

「健全化判断比率」とは、**実質赤字比率** **連結実質赤字比率** **実質公債費比率** **将来負担比率** の4つの指標からなり、それぞれの比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」(将来負担比率は「財政再生段階」なし)の3つに区分されます。

「資金不足比率」とは、水道事業など公営企業に係る会計ごとに算定する指標で、「健全段階」「経営健全化段階」の2つに区分されます。

*** 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等について ***

本町の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標の種類	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度 上三川町	-	-	7.6	19.4
早期健全化基準	14.11	19.11	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、赤字額がないため、算定されません。(「-」で表示しています。)

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
平成22年度 上三川町	-	-	-
経営健全化基準	20.00		

資金不足比率は、資金不足額がないため、算定されません。(「-」で表示しています。)

3 結果

健全化判断比率

全ての比率において、財政再生基準、早期健全化基準を下回っており、**健全段階**となりました。

資金不足比率

全ての会計における比率において、経営健全化基準を下回って（資金不足額が生じていないため該当なし）おり、**健全段階**となりました。

用語説明

《実質赤字比率》

一般会計等を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合

（赤字額がない場合は算定されません。）

《連結実質赤字比率》

公営企業会計を含む全会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する割合

（赤字額がない場合は算定されません。）

《実質公債費比率》

一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に準ずる費用の標準財政規模に対する割合

（3ヵ年平均値として算定されます。）

《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

（負数になる場合は算定されません。）

《資金不足比率》

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

（不足額がない場合は算定されません。）

《標準財政規模》

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

《早期健全化基準》

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的・計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率それぞれに定められた数値。この基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に努めることとなります。

《財政再生基準》

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率

(将来負担比率を除く。)それぞれに定められた数値(早期健全化基準を超えるもの)。この基準以上となった場合、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に努めることとなります。

《経営健全化基準》

自主的・計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。この基準以上となった場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。